

令和8年度

**枕崎市一般廃棄物処理
実 施 計 画**

令和8年4月

枕 崎 市

目 次

第1章 ごみ処理実施計画

1	目 的	2
2	計画期間	2
3	基本方針	2
4	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	3
5	一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
6	一般廃棄物の種類及び分別の区分	4
7	一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項	5
8	一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項	5
9	一般廃棄物収集運搬業許可業者	6
10	一般廃棄物処分業許可業者	6
11	その他ごみの処理に関し必要な事項	6

第2章 生活排水処理実施計画

1	計画区域	7
2	計画期間	7
3	し尿及び浄化槽汚泥の処理量見込み	7
4	し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制	7
5	中間処理計画	7
6	最終処分計画	7
7	処理施設の概要	7
8	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業許可業者	8
9	その他	8

参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

第1章 ごみ処理実施計画

1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び同施行規則第1条の3の規定に基づき定められた「枕崎市一般廃棄物処理基本計画」の推進及び実施のために、令和8年度における事業計画を定めるものである。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 基本方針

- (1) ごみは、一般家庭・事業者ともにその発生抑制に努め、排出段階で「もえるごみ」「もえないごみ」「資源ごみ」「可燃性粗大ごみ」「不燃性粗大ごみ」に分別し、それぞれに適した方法で処理を行う。
- (2) 一般家庭の「もえるごみ」「もえないごみ」「資源ごみ」は、各自治公民館が設置・管理するごみステーションに搬出し、市が委託した業者が収集運搬する。収集日等については次のとおりとする。

「ごみ収集日程表」

項 目	枕 崎 校 区	別 府 校 区	桜山・金山校区	立 神 校 区
もえるごみ	月 曜 日 金 曜 日	月 曜 日 金 曜 日	水 曜 日 土 曜 日	水 曜 日 土 曜 日
もえないごみ	第1水曜日	第2水曜日	第3金曜日	第4金曜日
資 源 ご み	火 曜 日	火 曜 日	木 曜 日	木 曜 日

- (3) 事業系一般廃棄物については、事業者の責任で適正に処理することが原則となっており、一般廃棄物処理許可業者へ委託するか、自ら処理施設（なんさつECOの杜）へ搬入を行う。
- (4) 特別管理一般廃棄物、処理施設が引き取らない廃棄物については、排出者の責任において全量処理する。
- (5) 浄化槽汚泥及び一般家庭から排出される汚泥（し尿等）の確実な収集運搬、処分を行う。

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(単位：トン)

区 分		収 集	直 接 搬 入	計
生活系ごみ	可 燃 ご み	3,713	15	3,728
	不 燃 ご み	236	213	449
	資 源 ご み	552	88	640
	そ の 他 ご み	0	625	625
	計	4,501	941	5,442
事業系ごみ	可 燃 ご み	1,255	74	1,329
	不 燃 ご み	75	848	923
	資 源 ご み	0	352	352
	そ の 他 ご み	0	0	0
	計	1,330	1,274	2,604
合 計	可 燃 ご み	4,968	89	5,057
	不 燃 ご み	311	1,061	1,372
	資 源 ご み	552	440	992
	そ の 他 ご み	0	625	625
	計	5,831	2,215	8,046

※参照：「南薩地区衛生管理組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成29年3月）

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) ごみの減量化と分別指導
- (2) リサイクル促進等資源の有効利用の推進
- (3) 自然環境を考える機会の提供
- (4) 衛生自治団体連合会と連携したごみステーションの整備と環境美化
- (5) マイバッグ運動の推進
- (6) 枕崎市環境保全促進事業の推進
- (7) 環境保全対策検討会の充実と関係課が連携した取り組み
- (8) 市内全世帯の確実なごみ出しの定着化
- (9) エコサポーターの登録推進
- (10) 家庭用電気式生ごみ処理機器の普及促進

6 一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式	
もえるごみ	生ゴミ類、紙くず類、布くず類、プラスチック類、その他	週2回	緑色半透明指定袋※	ごみステーション	
もえないごみ	金物類、ガラス類、瀬戸物類、その他	月1回	赤色半透明指定袋※		
有害ごみ	蛍光灯、電球、水銀体温計	月1回			
資源	火災危険物（発火性・引火性のもの）	各種スプレー缶、ガス缶、ライター類、乾電池	週1回		黄色半透明指定袋※ ※枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第2条に定める規格等
	缶類（スチール缶・アルミ缶）	ジュース、ビール、ミルク缶、缶詰、菓子等の缶	週1回		
	新聞紙類	新聞、チラシ	週1回		
	雑誌類	マンガ、週刊誌、本、冊子、辞書類、コピー用紙	週1回		
	段ボール類	みかん・りんご・家電製品等の段ボール箱	週1回		
	紙パック類	牛乳・ジュースのパック（中がアルミはく以外）	週1回		
	その他の紙類	ティッシュ箱、菓子、包装紙、Yシャツの台紙、ラップの芯	週1回		
	びん類（透明・茶色・その他）	飲料びん、焼酎等のびん・ビール・醤油等のびん	週1回		
	ペットボトル	ジュース、醤油、水、お茶、ペットマーク付き容器	週1回		
	その他のプラスチック容器包装	台所洗剤、豆腐のパック、ヨーグルトの容器、お菓子等の袋、レジ袋、蓋・ラベル	週1回		
	白色発泡スチロール・トレイ	食品保冷箱、食品トレイ、緩衝材	週1回		
	布類・衣類	シャツ、ズボン、スーツ、シーツ類、タオルケット類	週1回		
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、USBメモリ、その他	週1回			
可燃性粗大ごみ	ふとん、コタツ、木製家具類、カーテン、ござ、プラスチック製品	-----	-----	直接搬入	
不燃性粗大ごみ	ベビーカー、石油ストーブ、自転車	-----	-----	直接搬入	
収集しない、直接搬入ができないごみ	爆発のおそれのあるもの、悪臭のひどいもの、産業廃棄物、家電リサイクル法に基づくもの、オートバイ	-----	-----	販売店 廃棄物処理業者	

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき適正に処理を行う。

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設の概要

もえるごみ、もえないごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ

施設名称	なんさつECOの杜	
区分	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	粗大ごみ処理施設 (破碎処理設備)
処理対象地域	枕崎市 南さつま市 南九州市 日置市	
所在地	南さつま市金峰町高橋	
処理能力	145t/日 (72.5t/24h×2炉)	16t/日 (1日5時間運転)
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	破碎・選別
処理対象物	可燃、可燃残渣	不燃
運転管理	民間委託	
竣工年月	令和6年9月	

資源ごみ

施設名称	枕崎市内鍋リサイクルセンター
区分	マテリアルリサイクル推進施設
処理対象地域	枕崎市
所在地	枕崎市火之神岬町
処理能力	3t/日
処理方式	選別・圧縮・減容・保管
処理対象物	資源 (缶類・ペットボトル等)
運転管理	枕崎市直営、委託
竣工年月	令和6年9月

9 一般廃棄物収集運搬業許可業者

名称又は代表者名	所在地
(株)新澤産業	南さつま市加世田内山田 1009 番地
(株)園田産業	南さつま市笠沙町片浦 3097 番地
茅野産業(株)	枕崎市桜山町 582 番地
(有)永井運送	南九州市川辺町永田 4284-4
(株)丸山喜之助商店	日置市伊集院町大田 3145 番地
(有)大工園商店	枕崎市木原町 257 番地
公益社団法人枕崎市シルバー人材センター	枕崎市中央町 6 番地
(株)新興エコ	鹿児島市南栄 5 丁目 10 番地 14
(有)枕崎清掃社	枕崎市日之出町 80 番地
(株)サニウェイ	枕崎市岩戸町 22 番地
(株)南日本引越センター	鹿児島市玉里 14 番 45 号
(株)燈志	枕崎市中町 1 番地松田ビル 2F (A)

10 一般廃棄物処分業許可業者

名称又は代表者名	所在地
(株)サニウェイ	枕崎市岩戸町 22 番地

11 その他ごみの処理に関し必要な事項

- (1) 市は、災害時におけるごみの処理対策について、枕崎市災害廃棄物処理実施計画（令和 2 年 5 月策定、令和 6 年 8 月改訂）に従い適切に対応する。
- (2) 市で処理できないものの周知を図る。

第2章 生活排水処理実施計画

1 計画区域

枕崎市内全域を計画区域とする。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理量見込み (単位: kℓ)

種 別	処 理 量
し 尿	784
浄 化 槽 汚 泥	4,267
計	5,051

※参照:「令和8年度一般廃棄物処理実施計画(南薩地区衛生管理組合)」

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制

市内全域のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行の許可業者により行う。

5 中間処理計画

アクアセンター万之瀬で中間処理し、浄化槽汚泥は、なんさつECOの杜で焼却する。

6 最終処分計画

中間処理後の焼却灰などは埋立処分する。

7 処理施設の概要

区 分	内 容
施 設 名 称	南薩地区衛生管理組合 アクアセンター万之瀬
所 在 地	鹿児島県南さつま市加世田村原 3475 番地
処 理 能 力	240 kℓ/日 し尿 60 kℓ/日 浄化槽汚泥 180 kℓ/日
処 理 方 式	水処理設備/浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式及び 高度処理 資源化設備/汚泥の助燃剤化
竣 工 年 月	平成 28 年 4 月

8 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業許可業者

名称又は代表者名	所在地
枕崎清掃社	枕崎市日之出町 80 番地

9 その他

河川や海域などの公共用水域の水質汚濁防止には、家庭から排水されるし尿及び生活雑排水や事業所において発生する汚水を適正処理することが、最も重要であることから、生活排水対策の必要性、設置済みの合併処理浄化槽の維持管理の重要性、公共下水道区域内の接続利用について周知を図るため以下の方法で啓発・推進を図る。

(1) 生活排水の適正処理に関する情報提供等

- ア 広報まくらざき・お知らせ版及び市のホームページを活用し、適正な生活排水処理の意識高揚を図る。
- イ 公共下水道区域内における下水道への接続促進を図る。
- ウ 公共下水道区域外における単独浄化槽及び汲み取り槽設置者に対する合併浄化槽切り換えへの啓発指導、補助を行う。
- エ 牧園川・棧敷川・馬追川沿い、火之神地区の9水産加工施設における水質調査の実施及び汚水処理の聞き取り指導。
- オ 環境学習会での啓発活動を通して、下水道事業の役割や仕組みの理解を深める。
- カ 生活排水処理に対する普及啓発活動を実施。
- キ 各種イベントでの啓発活動。

(2) 環境教育の充実

し尿や汚泥の適正な処理が、公共用水域への汚濁負担の低減へ大きく貢献していることを広く理解してもらうための取り組みを行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。